

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例について

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例を次のように定めるものとする。

平成二十四年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練の基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）の例による。

（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。

（他の施設により行われる教育訓練を受けさせることによつて行う職業訓練）

第四条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（普通課程の訓練基準）

第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 **学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業業者等」という。）であること。**

二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間 一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備 教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 知事が定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、知事が定めるところにより行うものとする。

（短期課程の訓練基準）

第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備 教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 知事が定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、知事が定

めるところにより行うものとする。

(専門課程の訓練基準)

第七条 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 高等学校卒業者等であること。
二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五 設備 教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であり、そのうち一人以上は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 第十条第一号若しくは第二号に該当する者又は同条第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2 知事が定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、知事が定めるところにより行うものとする。

(無料とする公共職業訓練)

第八条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項の都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあっては、省令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

一 法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科(以下この条において単に「教科」と

いう。)に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として省令第四十八条の三第
六号の厚生労働大臣が定めるもの

(高度職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第十条 法第三十条の二第一項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

四 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

五 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、三年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

六 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

七 三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知

識を有すると認められるもの

八 十年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、職業訓練の基準等を定めるため、この条例を定めようとする。

